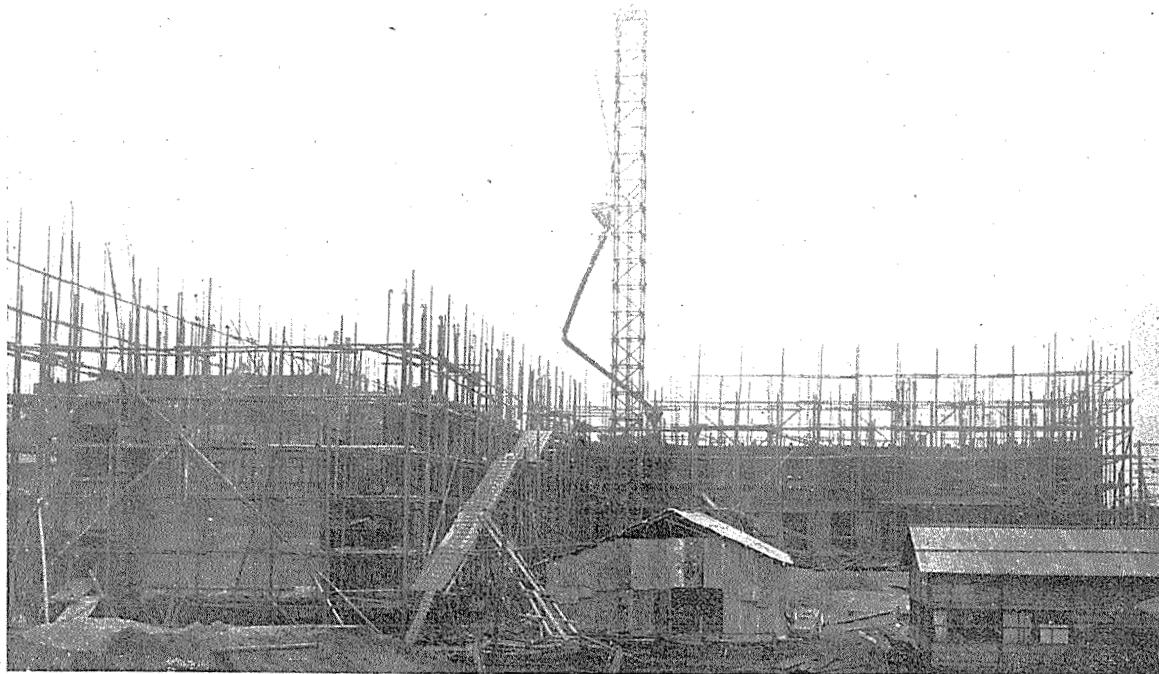


The Kansai University Bulletin

Osaka, May 15th, 1929 No. 69

關西大學報

行發日五十月五 號九十六第 年四和昭



工事中の木學本専門部學科

阪 大

番九四〇一(堀佐土) 話電
番三二一(田吹)

關西大學報局

振替貯金口座
番五七八二一阪大

千里山學報

第六十九號

目次

關西大學學長 法學博士 仁保龜松

入學式に際して

— 入學式式辭摘錄 —

挿繪——建築工事中の本學専門部學舍(表紙)——

本學研究室の一——校友會大阪支部春季懇親會記

念撮影——阿部野橋驛に於ける山岳部の一行——

明星獄山麓より佛生嶽釋迦堂を望む

入學式に際して 關西大學學長 仁保龜松

勞働法の基礎觀念 (五)

關西大學教授 吉田一枝

學內報——學部及大學豫科入學式舉行——辭令——

大學豫科學級主任決定——學部編入試驗施行——

追試驗施行——專門部進級試驗成績佳良者に賞牌

授與——仁保學長學外講演——松本泰治博士法制

審議會委員拜命——岩崎教授學外講演——教職員

動靜——御親閨其他に關する委員決定——協議員

松村敏夫氏の逝去——附屬第二商業學校彙報——

大學豫科入學試驗問題

奉戴式を舉行致しまることを、機宜

を得たものと心得る次第であります。

元來この御沙汰書は教育の局に當るものに下し賜つたもので、教育の局に當ります我々が克く聖旨を奉體すること

に努力いたすべきは勿論であります

が、學生生徒諸君に於きましても克く

御沙汰書の趣旨を體し、協心一致以て

聖旨に添ひ奉ることに努力したいと考

本日恒例に依り入學式を舉行し、新入學生諸君並に在學の學生生徒諸君に對し、聊か所懷を述べて本年度入學式の式辭に代へたいと思ひます。

この度入學せられた諸君は、學部に於いて三百三十一名、大學豫科に於いて四百五十名、現在の學生生徒を合しますと、學部七百五十六名、大學豫科九百四十六名、總計一千七百二名となります。斯く多數の學生諸君を迎へましたことは、本學に於て寔に欣幸とする所でありまして、この機會に先般下し賜はりました教育に關する御沙汰書

奉戴式を舉行致しまることは、機宜

を得たものと心得る次第であります。

元來この御沙汰書は教育の局に當るものに下し賜つたもので、教育の局に當ります我々が克く聖旨を奉體すること

に努力いたすべきは勿論であります

が、學生生徒諸君に於きましても克く

御沙汰書の趣旨を體し、協心一致以て

聖旨に添ひ奉ることに努力したいと考

めに於いて吾人の心理的考察作用の當

ります。御沙汰書に「祖宗ノ國ヲ經スルヤ教學ヲ先ト爲ス」と仰せられましたのは、畏くも國家經營の大本を垂示し賜へるもので、教學とは知識學識のみならず人格修養の教訓、國家的社會的生活に關する教訓のすべてを包括する極めて廣い意味に拜察されるのであります。帝國大學令の第一條に「大學ハ國家ニ権要ナル學術ノ理論及應用ヲ教授シ竝ニ其蘊奥ヲ攻究スルヲ以テ目的トシ兼テ人格ノ陶冶國家思想ノ涵養ニ留意スルモノトス」と規定されて居ります。

ハ國家ニ権要ナル學術ノ理論及應用ヲ教授シ竝ニ其蘊奥ヲ攻究スルヲ以テ目的トシ兼テ人格ノ陶冶國家思想ノ涵養ニ留意スルモノトス」を承繼して學

則第一條に「本大學ハ法律、政治、文學

經濟及商業ニ關スル學術ノ理論及應用ヲ教授シ竝ニ其蘊奥ヲ攻究スルヲ以テ

目的トシ兼テ人格ノ陶冶國家思想ノ涵養ニ留意スルモノトス」と明定してあ

ります。更に注意を促したいことは、今度治安維持法改正の結果、此等危險思想に加ふるに極刑即ち死刑を以てせられたことであります。この事は學理上には種々の議論があり、又一時物議を起したのであります。

これは斯く重大な事項を緊急勅令を以て發布したといふ法の形式上の問題について物議を醸しただけであつて、法の内

校友集報
學生集報
金融資本(二)
雜錄

瀬戸健助

容については別に異議がなかつたのであります。即ち第五十六議會に於きましたとして、上下兩院共に速に事後承諾を與へて居ります所を以てみますと、一般の輿論も亦大体に於いてかかる嚴刑の必要を認たものと申さねばなりません。近來學生にして往々此等危險思想に近接し、進んでこれを懷抱せんとするが如き傾向のありますことは、寔に痛嘆すべきところであつて過般學生生徒の身を以て所謂ブラック・リストに載り更に法網に觸れる人を多數出しが如き不祥事のありましたことは寔に慨嘆に堪へぬところであります。申すまでもなく學校は思想を善導し、矯正すべき場所でありますから、あくまでも危險思想を懷くが如き分子は、法の命する所に従つて不本意ながら學校としても相當の處置を執ることを敢へてせねばなりません。學校に學ぶものにして公益公安を害するが如き言行を敢へてすることは、學校教育の本旨から見まして誠に忌むべきであります。近來の通弊として、利害得失をよく了解することなく、附和雷同する風の多きは悲しむべきことで、これは他よりの誘惑に陥り易いか、又は自己の不平不満からか、若くは單純的好奇心に驅られてか

或は卑むべき利己心からか、その原因が何れにあるとしても、延いては自己の一身を誤るに至ること多いのであります。殊に父兄達から自己の子弟の思想傾向を心配するる餘り、よく問ひ合せの手紙が参りますが、子弟を思ふ

教育二關スル御沙汰書

祖宗ノ國ヲ經スルヤ教學ヲ先ト爲ス皇祖考夙ニ學制ヲ頒チ更ニ宸勅ヲ降シ昭ニ教育ノ大綱ヲ示シタマヘリ皇考遺緒ヲ承繼シ又聖諭ヲ降シテ先朝ノ洪範ヲ申明シタマヘリ朕今列聖ノ遺圖ヲ嗣キ篤ク教化ヲ敷キ以テ人心ノ歸趨ヲ正クシ大ニ學藝ヲ振ヒ以テ國運ノ伸張ニ資セムコトヲ念フ局ニ教學ニ當ルモノ其レ能ク朕カ意ヲ體シ夙夜淬礪祖宗ノ大訓ヲ光昭ニセムコトヲ務メヨ

となります。諸君はどうかこの事に心して公益公安を害する所謂危險思想に對しては特に慎重の態度を執られ、輕々しくその誘惑に陥つたり附和雷同するが如きことのないやう切望致します。次に學術の研究に關しまして、新に大學に入られたる諸君、竝に大學豫科に入られたる諸君に對して一言の注意を述べて置きたいと思ひます。大學學部に入られたる諸君の中には、大學豫科を修了して學部に進めた方と、専門部を卒業して學部に入られた方との二種あることになります。先以て大學豫科を修了して學部に進まれた諸君に御注意することは、豫科の教科の通弊として暗誦を主とする科目の多いため、三年の間には知らず知らず頭腦が暗誦的機械的になつてゐることで、それは私が嘗つて第三高等學校で法學通論の科目を擔當してゐた経験によつて痛感する所であります。然しながら大學に於いては活動的批判的な頭腦を要しますが、かかる暗誦的機械的な頭腦では到底その研究に

堪へることが出来ません。私が京都大學の法科大學長をしてゐました頃の調査によりますと、百人の中七十人は何かの科目にて不合格であるといふ状態であります。これは主として高等學校時代に餘りに頭腦が暗誦的機械的になつてゐたため、大學に入つてから批判的に頭腦が働かない結果でなからうかと思ひます。現在豫科に於いても、この弊に陥つてゐる諸君が多數あらうと思はれますから、今度學部へ進まれるに際し、暗誦的機械的な頭脳を活動的批判的な頭脳に改造することに注意していただきたい。

又専門部から學部に入られたる諸君に對し一言しなければならない事は、是亦専門部の通弊としてその研究が速成的通覽的であります。然るに學部に於いては苟も大學學部である以上その研究は推究的根本的でなければなりません。其處が専門部と學部との相違する所でありますから、從來の研究態度を改めて行くやう注意を願ひたい。

次に新に學部に入られたる諸君に限らず、二三年在學の學生諸君に對しても亦申し述べて置きたいことは、所謂就職難の問題であります。大學は元來研

究修養の場所であつて、就職準備所ではない。然しながら卒業後直ちに就職の必要に迫られてゐるもの、即ちさういふ事情に制せられてゐる人々は、特に在學中その覺悟を必要とします。現在に於いても既にさうであります。今後は一層實力競争の時代であります。従つて策略若くは情實の如きは、追々その力を失ふものと考へねばなりません。然らば實力なるものは何によつて養成され得るか。即ちその成分は何であらうかを考へてみますと、大体次の三つであらうと思ひます。第一は健全なる身體、第二には優秀なる學力、第三には高尚なる人格であります。近年に至りまして第三の人格が非常にやかましく云はれるやうになつて來ました。例へば實業界に於いても、人を採用するに際しては先づ人格の試験を第一要件として居ります。それ故に就職を訴へられても致し方がない。學部學生諸君も豫めこのことに意を留め、豫めその覺悟をして置かれたならば就職難何ぞ怖るるに足らんやであります。更に豫科に入學せられた諸君にも一言

申し述べて置きたいことは、諸君の時代は血氣旺盛の時代であり、又同時に脳力も非常に發達する時代であります。然し曩に申しましたやうに、豫科の多くを含んで居ります。これは今日我國學制上已むを得ない所ではあります。然しがために發達せんとする頭腦の阻害されるやうなことがないとも限りません。けれどもこれは各自の心掛如何によつてそれらの弊を除去することが出来ます。例へば歴史を學ぶにしても、これを暗誦的機械的に記憶することより更に一步進んで、歴史哲學の考へを以てすべきであります。其の他の科目でも證索する、推究することによつて、暗誦的機械的な弊を除くことが出来るだらうと思ひます。しかし云はれるやうに思ひます。禮儀則は正義則と相竝んで社会則の主なるものであります。禮儀則を忘れる結果は法律に訴へねばなりません。法は末である。法に俟つべきやうなことがあればどうして楽しい共同生活が營まれませう。社會共同生活には、正義と共に禮儀が行はれてこそはじめて融和されるのであります。今日の社會に於いて風紀の緊張を缺くのは同するが如きことが往々にしてあります。かかることは秩序を亂すことであり、校規を紊乱することもありま

すから充分注意を願ひたいと思ひます。昨年の入學式の際にも申し述べたことはあります。母校たる本學と諸君との關係は明に母子の關係であります。それ故に教職員も諸君に對するに愛情を以てし、諸君も亦愛情を以て教職員に對し、相互密接に結合すべきは當然であります。さればとて温情に馴れて却つて禮儀を失するといふが如きことは面白くないことを思ひます。今日の我國は社會の上下を問はず、どうも風紀の緊張を缺いてゐるやうに思はれます。禮儀則は正義則と相竝んで社會則の主なるものであります。禮儀則を忘れる結果は法律に訴へねばなりません。法は末である。法に俟つべきやうなことがあればどうして楽しい共同生活が營まれませう。社會共同生活には、正義と共に禮儀が行はれてこそはじめて融和されるのであります。今日の社會に於いて風紀の緊張を缺くのは

止まり、決して禮の眞意を教へるものとは云はれません。「禮ハ敬也、心ノ慎也」即ち心の慎みの自然に表はれたものが禮であります。けれども禮は進んで行ふべきものでありますから、これが修養は諸君の反省、自覺、自修に俟たなければなりません。禮は心の慎みであるといふならば、自ら心の慎みを忘ることは即ち自らを侮ることになります。從つて又社會がその人を侮るのは當然であります。それ故に禮を修むることは自己の人格を全うするものであります。従つて又社會がその人を侮るのは當然であります。それ故に禮を修むることは自己の人格を全うする所以であると申すことが出来ます。尙禮のこと、正義のことは、私自身専門の研究に屬し、正義が立法の大原則たることは言ふを俟たない所であります。共に禮も亦立法の一原則であります。禮治主義が立法の一精神であると云ふことについては多少申し述べたいことがあります。これが他日の機會に譲りますが、これは他日の機會に譲ります。

終りに重ねて、先程奉讀いたしました教育に關する御沙汰書の聖旨を奉體し教職員一同並に學生生徒諸君相舉つて本學の隆盛に努力せられんことを切望いたします。

には強制労働より除外せられたるものにして労働権を有するもの（五十才を超える凡てのもの）、十三條には絶対に労働権を有せざるもの（十六才以下のもの、傷病のため労働不能となるもの）及一時労働権を有せざるもの（傷病のため一時労働不能となりその回復に相當の期間を要するもの、分娩前八週間及分娩後八週間の期間にある婦人）、十四條には凡ての婦人及十八才以下の幼年男工の夜間及労働條件の過激又は危険なる種類の業務の禁止に關するものを規定し尙ほ三章には労働分配の方

法、四章には見習期間を定め、五章には賃金労働者者の移轉及解雇を規定してゐる。斯の如く労農・シアの舊労働法は労働権の承認に就ては周到なる規定を設け失業防止につき違算なからんことを期したのである。然るに革命により廢棄その極に達した産業の回復を計るために新經濟政策の採用により舊労働法は之を廢止せざるを得ざるに至り、一九二二年十一月九日に新労働法が實施されたのである。之は無產階級國家下に於て容認されるべき労働條件の最任限度を示したものであると云はれてゐる。

○シア新労働法二章五條には○シア社會主義聯邦ソビエット共和國の市民は……労働部の機關を通じて任意雇用手續により労力を提供するものとす。即ち二章には雇用及労働の提供、三章には労働義務、四章には労働協約、五章には労働契約、六章には内部管理規則、七章には生産高の標準、八章には労働に對する報酬、九章には保障及報償、十章には労働時間、十一章には祭日及休日、十二章には労働時間、三章には婦人及未成年者の労働、十四章には

労働の保護、十五章には労働組合とその機關、十六章には労働争議調停機關と労働法違反に對する審判機關、十七章には社會保險を規定してゐる。

今○シアの舊労働法と新労働法とを對比するに、人民はみな労働の義務あること、從つて又労働を要求することを承認してゐることとは、新舊労働法は同様であるが唯だ新勞

働法に於ては労働の給付は資本主義の經濟組織下に於けると等しく、任意の提供を原則とするものを規定し尙ほ三章には労働分配の方

法、四章には見習期間を定め、五章には賃金労働者者の移轉及解雇を規定してゐる。故に新労

働法下に於ける○シアの労働政策の特色は、資本主義經濟組織の下に於けるものと殆んさ

ふこともその特色とするのである。故に新労

働法下に於ける○シアの労働政策の特色は、資本主義經濟組織の下に於けるものと殆んさ

ふこともその特色とするのである。故に新労

働法下に於ける○シアの労働政策の特色は、資本主義經濟組織の下に於けるものと殆んさ

ふこともその特色とするのである。故に新労

働法下に於ける○シアの労働政策の特色は、資本主義經濟組織の下に於けるものと殆んさ

ふこともその特色とするのである。故に新労

働法下に於ける○シアの労働政策の特色は、資本主義經濟組織の下に於けるものと殆んさ

ふこともその特色とするのである。故に新労

働法下に於ける○シアの労働政策の特色は、資本主義經濟組織の下に於けるものと殆んさ

ふこともその特色とするのである。故に新労

働法下に於ける○シアの労働政策の特色は、資本主義經濟組織の下に於けるものと殆んさ

次に舊憲法九條は憲法の基礎問題を社會主義の實現のための無產階級及極貧農民の獨裁政治の樹立と云ふことにあつたが、改正憲法一條には共產主義の實現のプロレタリアの獨裁政治の保障と云ふ事を目的としてゐる。又舊憲法中にはその條文のところごろに労働階級なる文字に置き換へられてゐる。又舊憲法には規定のなかつた全露中央執行委員會常任委員會〔(註)全露中央執行委員會の會議閉會期間中に○シア社會主義聯邦ソビエット共和國政權の最高立法行政及監督機關であつて、全露中央執行會によつて選出されたもの〕のことを新憲法廿七條に規定し、又舊憲法には規定せざりし人民委員會に於て選出されたものと新憲法卅二條より卅六條に規定してゐる。又憲法には自治ソビエット共和國の組織を整規したものはなかつたが、改正憲法にはその國和國なることを宣言してゐるが、改正憲法二條には○シアの國體は労働者兵士及農民の各代表委員よりなるソビエット(代表委員會)共和國なることを宣言してゐるが、改正憲法二條には○シア共和国は民族ソビエット共和國の聯邦の基礎の上に建設せられた労働者及農民の社會主義國家なりと宣明してゐる。

(註)○シアは一九二三年十二月より聯邦組織となつたのである。茲に舊憲法とはレーニン氏によつて書かれた憲法のことである。レーニン氏は一九一八年にソビエット憲法を批判して「ソビエット憲法はその最初から何等の草案にも據らず、内閣の中で編成されたものであつたが、改正憲法九條には○シア社會主義聯邦ソビエット共和國は労働を以て共和國全公民の義務と定め、その標語として「効かざるもの」食ふべからずなる標語を宣明す」とある。

國公民の義務と認むと改め以て文學的な文字を法律的な文字に表現したのである。

最近の社會主義理論は「社會主義で主張する労働権は資本主義制度の下に於ては不可能であつて、それは共產的共和國の下に於てのみ可能である」と云ひ、又「近代の社會主義者は現下の社會に於ける代表者乃至政府としてこの権利を主張することを廢め、社會主義國家の時期が到来し賃金制度が廢止せらるるまで待つてある」(Rapport's dictionary of socialism)と云ふてゐる。然し○シアに於てはマルクス氏等が主張し力説した凡ての學說は殆んど悉く容認せられ實施せられたが労働権はやはり資本主義國家に於けると等しく、未だ現實的な権利(subjectives Recht)として確保されないで、労働爭議は隨所に起り失業者は道に横はつてゐる現状である。

(註)労働爭議——同盟罷業は今日の產業組織を前提として即ち資本主義經濟組織の下に於て行はるる社會現象であつて資本主義經濟組織を合理化せんと努むる限り、相對的現象として、同盟罷業は有產者の所有權に對し之と同一なる基礎の下に立脚する、無產者の權利としては是認せらるべきものではないでしようか。同盟罷業は原則として、社會構成の各員はみな労働をなす義務を負擔するものであるから、資本家階級の存在しないところの社會主義の經濟組織の下に於ては同盟罷業は少くとも今日は認めらるる様な理由の根據を失ふ許りでなく、反つてその場合には義務の違反となるものである。例へば資本の私有を禁じ大部分

の産業が國有化せられ、労働條件は一般に労働者自身の統制下にあり、從つて賃金制度を全廢した一九一七年から新經濟政策の實施に到る一九二三年迄の勞農・シアに於ては、同盟罷業を行ふことは是認されなかつたのである。而してある程度の資本主義を加味して新經濟政策實施後のロシアに於ては、労働爭議は隨所に起る様になつて來たのである。

我國に於ては治安警察法第十七條が廢止せられ労働爭議調停法の實施せられた今日、之は實質上は労働爭議の手段、換言すれば從來同盟罷業その他非常手段をとかく違法不當視する原則的傾向が撤廃せられ、新に争議自由の原則が是認確立せられたことを意味するものである。而して今や勞資の問題は全く平等對等なる關係に於て労働力の自由なる賣買

法的承認保障は人間として望ましき限りであり、又情義上にも斯くあるべきであるが實際上國家として之を公法上の權利として容認し確保すると云ふことは蓋し難事中の難事であらうと思ふ。

その第三の例は一九一九年七月十七日のフィンランド憲法である。即ちその第六條第二項には人民の労働權は國家の特別法の保護を享くるものとす。

その第四の例は獨逸の労働立法である。一九年三月廿三日に公布せられた社會化法(Sozialisierungsgesetz)は實に獨逸社會民主黨

の労働政策の大原則を定めたものである。其の第一條に「總ての獨逸人民はその個人的自由を妨げられざる限り、公共の福利の要求する所により、その精神的及肉體的の力を活用すべき道徳的の義務を有す。労働力は最高の經濟財として國の特別の保護の下に立つ總ての獨逸人民は、經濟的労働によりてその生活

の勞働政策の大原則を定めたものである。其即ち獨逸に於ける労働立法の根本原理及目的は一九一九年八月十一日に制定された憲法に明確に示されてゐる。憲法第五章經濟生活(das Wirtschaftsleben)なる條下に(第百五十一條より第百六十五條まで)次の如き規定を含んでゐる。

獨逸憲法第百五十一條 經濟生活の秩序は各人をして人間らしき生活を得しむることを(die gewährleistung eines menschen würdigen daseins)目的とし正義の原則に適合する」とを要す。各人の經濟上の自由はこの限界内に於て保障せらる云云。

獨逸憲法第百五十七條 労働力は國の特別の保護を享く(die arbeitskraft steht unter dem besondern Schutz des Reichs) 國は統一的の労働法を定む。

獨逸憲法第百五十九條 労働條件及取引條件の維持及改善のためにする結社は何人に對しても、又如何なる職業に對してもその自由を保障す。」の自由を制限し又は妨害せんとする約定及處置はすべて之を禁止す。

獨逸憲法第百六十二條 國は世界の全労働階級をして最少限度の一般社會的權利を得しむることを努むるために國際法規を以て労働者の法律關係を定むることに贊す。

獨逸憲法第百六十三條 總ての獨逸人民はそれを營むの可能を與へらるべし。適當なる労働の機會を紹介し得られるものに對しては生活を保障す。詳細なる規定は國の法律により之を定む」即ち同法の內容は(イ)労働義務の精神的及肉體的の力を公共の福利に適するために活用すべき德義上の義務を負ふ。

總ての獨逸人民はその經濟的労働によりその生計を確保する可能を與へらるべし



(後教科書はるな内) 一 の 研究室 本 學

定をそのまま挿入したものである。

即ち獨逸に於ける労働立法の根本原理及目的

gegeben werden, durch wirtschaftliche arbeit seinen Unterhalt zu erwerben.) 適當なる勞働の機會 (augenmessene arbeitsgelegenheit) を紹介し得られねども之を勤めなければ必要な生活費 (notwendigen unterhalt) を支給す詳細は特別の國の法律により之を定む。

獨逸憲法第百六十五條 勞働者被傭者は企業者と同等の權利を以て相共同して賃金及勞働條件の規律並に生産力の全經濟的發達に參與するものとす。兩者の何れの側に於ても組織及その聯合をなす」ととは之を承認す云云。

斯くして新生獨逸に於ては正義の原則、勞働力の統一的保護、結社の自由、勞働階級の生存權の保障は、いに始めて法律上の保障を得たのである。

Eduard Hubrich; das demokratische Verfassung des deutschen Reichs.

Otto Meissner; das neue Staatsrecht des Reiches und seiner Latzider.

其他一九一一年三月十七日のボーアハム憲法第百二條は労働は共和國內に於ける富の主要なる資源なれば、常に國の特別なる保護を享く云云と規定し、一九一二年六月廿八日のコロースラブ憲法第廿三條は労働階級は政府の保護を享く云云と規定してゐる。尙ほ労働の保護に付ては一九二〇年八月十四日のダンチツヒ自由市憲法第百十二條乃至百十四條、労働者の保護に付ては一九二〇年十月一日の塊國憲法第十條第十二條第百二條、一八七四

學內報

大學豫科學級主任決定

本年度大學豫科學級主任は左の諸氏に決定した。

第三學年 A組 教授 中村 鄧次郎

B組 教授 武内省三

C組 教授 水谷揆

D組 教授 賀來俊

E組 教授 小泉幸

F組 教授 賀來俊

G組 教授 新町徳

H組 教授 堀正治

I組 教授 安人介

J組 教授 岳勇一

K組 教授 三枝樹正

L組 教授 矢口孝次郎

M組 教授 加藤金次郎

N組 教授 河村信一

O組 教授 大坪一

P組 教授 藤澤章次郎

Q組 教授 安藤光一

R組 教授 安藤正道

S組 教授 安藤正道

T組 教授 安藤正道

U組 教授 安藤正道

V組 教授 安藤正道

W組 教授 安藤正道

X組 教授 安藤正道

Y組 教授 安藤正道

Z組 教授 安藤正道

A組 教授 安藤正道

B組 教授 安藤正道

C組 教授 安藤正道

D組 教授 安藤正道

E組 教授 安藤正道

F組 教授 安藤正道

G組 教授 安藤正道

H組 教授 安藤正道

I組 教授 安藤正道

J組 教授 安藤正道

K組 教授 安藤正道

L組 教授 安藤正道

M組 教授 安藤正道

N組 教授 安藤正道

O組 教授 安藤正道

P組 教授 安藤正道

Q組 教授 安藤正道

R組 教授 安藤正道

S組 教授 安藤正道

官公立高等學校	二三三名
私立大學豫科	四名
高等商業學校	三名
外國語學校	一名
大學豫科	大學生豫科
追試驗施行	追試驗施行
大學豫科並に専門部學生中、病氣その他の理由により、卒業修了若くは進級試験に缺席或は缺科したる者の爲、左の通り追試験を施行した。	大學豫科並に専門部學生中、病氣その他の理由により、卒業修了若くは進級試験に缺席或は缺科したる者の爲、左の通り追試験を施行した。
大學豫科	大學豫科
四月二十五日より三十日迄	四月二十日より二十五日迄
専門部	専門部
尙學部追試験は六月施行の豫定である。	尙學部追試験は六月施行の豫定である。
專門部進級試験成績	專門部進級試験成績
佳良者に賞牌授與	佳良者に賞牌授與
過般施行せられた本學専門部進級試験の成績	過般施行せられた本學専門部進級試験の成績
佳良者に左の通り賞牌を授與した。	佳良者に左の通り賞牌を授與した。

岩崎卯一教授は、四月二十四日第四師團階行社にて、第四師團主計將校を以て組織する主計分團のため「社會問題の意義」に關し講演をなされた。	松本烝治博士法制審議會委員に任命された。
岩崎卯一教授は、四月二十四日第四師團階行社にて、第四師團主計將校を以て組織する主計分團のため「社會問題の意義」に關し講演をなされた。	岩崎卯一教授は、四月二十四日第四師團階行社にて、第四師團主計將校を以て組織する主計分團のため「社會問題の意義」に關し講演をなされた。

仁保學長學外講演	
五月一日午後六時より夕刊大阪新聞社玉懸の下に、大阪中央公會堂にて開催された阪神各大學綜合講演大會に於いて、仁保學長は「大學の使命に就いて」と題し、約五十分に亘り講演をなした。當日は非常なる盛會にて聴講者無慮三千、同學長は大學の使命を、第一、大學令第一條の明文より、第二、大學の使命を、	第三、學の統一性よりこれを考察し、殊に第三の方面即ち學の統一性より觀たる大學の使命については、種々なる引例によりこれを論じ、一般聽衆に與ふる所多きものがあつた。
宣誓	宣誓
關西大學大學豫科ニ入ルニ當り謹テ本學建學ノ趣旨ヲ體シ以テ學生ノ本分ヲ全ウセンコトヲ誓フ 依テ爰ニ姓名ヲ自署ス	關西大學大學豫科ニ入ルニ當り謹テ本學建學ノ趣旨ヲ體シ以テ學生ノ本分ヲ全ウセンコトヲ誓フ 依テ爰ニ姓名ヲ自署ス
昭和四年四月十五日	昭和四年四月十五日

關西大學大學豫科第一學年

本學專門部

五三名

學部新入學生宣誓文	
關西大學大學豫科ニ進ムニ當リ實憲遵守ノ念ヲ	關西大學大學豫科ニ進ムニ當リ實憲遵守ノ念ヲ
新ニシ益研鑽修養ニ努メ以テ本學ノ期待ニ	新ニシ益研鑽修養ニ努メ以テ本學ノ期待ニ
副ハンコトヲ誓フ 依テ爰ニ姓名ヲ自署ス	副ハンコトヲ誓フ 依テ爰ニ姓名ヲ自署ス
昭和四年四月十五日	昭和四年四月十五日

學部編入試驗施行	
學部第一學年補缺編入試驗は四月八日及び九日	學部第一學年補缺編入試驗は四月八日及び九日
日の兩日に亘り千里山學舍に於いて施行、左記八十四名に編入を許可した。	日の兩日に亘り千里山學舍に於いて施行、左記八十四名に編入を許可した。
法文學部法律學科	法文學部法律學科
二〇名	二〇名

仁保學長學外講演	
同	同
政治學科	政治學科
哲學專攻科	哲學專攻科
經濟學部經濟學科	經濟學部經濟學科
英文學專攻科	英文學專攻科
同	同
商業學科	商業學科
九名	一三名
一一名	二八名

仁保學長學外講演	
五月一日午後六時より夕刊大阪新聞社玉懸の下に、大阪中央公會堂にて開催された阪神各大學綜合講演大會に於いて、仁保學長は「大學の使命に就いて」と題し、約五十分に亘り講演をなした。當日は非常なる盛會にて聴講者無慮三千、同學長は大學の使命を、第一、大學令第一條の明文より、第二、大學の使命を、	第三、學の統一性よりこれを考察し、殊に第三の方面即ち學の統一性より觀たる大學の使命については、種々なる引例によりこれを論じ、一般聽衆に與ふる所多きものがあつた。
宣誓	宣誓
關西大學大學豫科ニ入ルニ當り謹テ本學建學ノ趣旨ヲ體シ以テ學生ノ本分ヲ全ウセンコトヲ誓フ 依テ爰ニ姓名ヲ自署ス	關西大學大學豫科ニ入ルニ當り謹テ本學建學ノ趣旨ヲ體シ以テ學生ノ本分ヲ全ウセンコトヲ誓フ 依テ爰ニ姓名ヲ自署ス
昭和四年四月十五日	昭和四年四月十五日

協議員松村敏夫氏の逝去

本學協議員松村敏夫氏はかねて宿痾のため阪急沿線會根の自宅に於いて靜養中のところ、四月二十五日午前一時遂に永眠せられた。享年五十九、氏はかつて府市會議員、高級助役として大阪の市政界に貢献するところ渺からざりしのみならず、本學のためには長く協議員として盡瘁せられるところ多大なるものがあつた。葬儀は二十六日午後四時大阪基督教

尙仁保學長も適當の時に於て本年度専門部授業を擔任せらるる筈である。

した。
學級擔任

附屬第一商業學校彙報

本年度學友會生徒委員は次の通りである。

本年度學友會生徒委員は次

本年度學友會生徒委員は次の通りである。

卓球部主任 教諭 岡田和雄
旅行部主任 教諭 神保敏男

陸上部主任
庭球部主任
教諭
教諭
繁森明
飯田清藏

會に於いて營まれ、本學よりは、増山、喜多、村、吉田各理事、黒田、内藤兩監事これに列式し、吉田理事本學を代表して弔辭を捧げたことに謹んで哀悼の意を表する次第である。

音楽部主任	(兼)	教諭	教諭
剣道部主任		教諭	教諭
柔道部主任		小原茂	松本直
柔道部主任		梅次	松本直

音 樂 部		
三 B	福 田 一 重	二 A
		松 野 國 照
二 C		二 B
	坪 井 順 一	阪 本 清
三 A		山 手 實 姥
二 A		子 原 一 夫
二 A		三 H
二 A		子 原 一 夫
二 A		子 原 一 夫

學友會役員　本年度學友會役員は次の通り決
定した。

山岡記念文庫の設立に就いて

拜啓愈御清穆に渡らせられ何よりも喜ばしく存じます。偕昨年十一月山岡順太郎氏が長逝せられたことは私共の痛惜に堪へぬところで、今更ながら其高徳を追慕いたして居るのであります。殊に生前同氏が實業界並に教育界に盡瘁された功績は周知のことと存じます。就中關西大學總理事として永年其發展のため努力せられた功績に至つては洵に没すべからざるもののが御座います。就いては今回故人の功德を永久に記念するため、同志相謀つて左の事業を遂行いたしたいと存じます。

何卒微衷を諒こせられ該事業に御贊同御高援を賜はりたく切に御懇願申上げる次第で御座います。

敬　具

山岡記念文庫設立發起人一同

記

一、山岡記念文庫を設け關西大學に寄贈し同學圖書館内に保存すること

一、右に要する資金は之を大分各位の寄附に仰ぐこと、但し釀金方法は便宜上一口を金拾圓と定め一口以上の御申込を受くること、右の外有益なる書籍の御寄附あるときは之を收受すること

一、釀金の處理、書籍の購入其他山岡記念文庫に關する一切の事項は發起人中關西大學役員に御一任願ふこと

一、事業の經過は關西大學發行千里山學報誌上に於て御報告申上ぐべきこと

山岡記念文庫寄附申込者芳名

(申込順)

口 數	氏 名
一	内藤爲三郎氏
一	奥山春枝氏
一	平賀敏氏
一	入江眞太郎氏
一	岸田李氏
一	豊岡佐一郎氏
一	内藤景宥氏
一	一海宥氏
一	佐々木勇太郎氏
一	栗本勇之助氏
一	小田切延壽氏
一	木村彦左衛門氏
一	宮中古莊一雄氏
一	木村本英脩氏
一	日卯吉氏
一	森下伊三郎氏
一	高驥三郎氏
一	坂井博氏
一	片岡安氏
一	新石濱純太郎氏
一	正井敬次氏

一一〇一五一一一〇一五〇五五一二一〇一一一

森西繁夫氏	小林儀三郎氏
松本烝治氏	春日井佐吾一氏
熊澤猪之助氏	甲賀卯吉氏
朝吹常吉氏	平生鉄三郎氏
範多竜太郎氏	武藤嘉門氏
藤田平太郎氏	藤田矢野恒太氏
坂野鉄次郎氏	三谷軌秀氏
村田省藏氏	坂野鉄次郎氏
菅中村公男氏	太田丙子郎氏
志保井重要氏	中川惠郎氏
中池尾芳藏氏	平井淳一郎氏
橋本信一氏	橋本信一氏
櫻田松太郎氏	大山彥一氏
小早川常雄氏	大山彥一氏
馬場三次郎氏	太山太郎氏
中安宅彌吉氏	中安宅彌吉氏

一一三一二三一一一—二二二三〇二三四三二五〇一五一一一二

稻	烟	勝	太	郎	敬	壽	氏
相	島	勘	次	郎	氏		
草	鹿	丁	卯	次	郎	氏	
原	田	鹿	太	郎	氏		
小	川	平		吉	氏		
境	田	賢		吉	氏		
福	中	佐	太	郎	氏		
附	政	次	郎	氏	政		
中	島				藏		
小	倉	重	太	郎	氏		
野	島	藤	次	郎	氏		
森	橋	上	虎	治	氏		
高	田	安					
安	喜	千	秋				
井	次	鶴					
木	村	本	人				
谷	坂	靜	氏				
岸	國	助	氏				
香	次	三	氏				
坂	郎	四	郎				
爲	氏	郎	氏				
一							
郎							
氏							

一一三五〇二二五〇三五一二一三一二五一一五一一一〇一一

八	田	兵	次	郎	氏		
木	村	七	平				
矢	野	慶	太	郎	氏		
古	田	吉	五	郎	氏		
梅	林	福	松	氏			
後	藤	武	夫	氏			
山	口	覺	二	氏			
志	野	覺	治	郎	氏		
加	輪	上	勢	七	氏		
高	倉	作	太	郎	氏		
荻	野	元	太	郎	氏		
野	口	十	藏	氏			
齊	藤	恒	三	氏			
大	同	和	藏	氏			
長	谷	川	鉢	五	郎		
橘	尚	尙	藏	氏			
富	田	伸	次	郎	氏		
水	谷	揆	一	氏			
小	上	倉	正	恒	氏		
上	野	精	一	氏			
田	茂	茂	一	氏			
内	田	七	郎	氏			
田	深	尾	隆	太	郎		
川	下	村	耕	次	郎		
佐	佐	藤	助	九	郎		
板	板	橋	菊	郎	氏		
橋	直	大	石	松	氏		
逸	夫	大	石	大	石		
(以下後報)							

校友會會員名簿につき謹告

拜啓各位益御盛榮奉賀候陳者從來關西大學校友會名簿は學友會費より出費印刷に附し居候處學友會員欄に比して校友欄の増大甚だしく經費分擔の上にも不公平を生じ出版配付等取扱上にも痛く不便を感じ候に就き今般校友會常議員の決議により左記の如く決定仕候間此段御諒承相成度候
 一、名簿需用者は名簿基金として一時金參納入のこと
 二、一時金參納付者は毎年名簿出版の都度無料配付を受くること
 三、校友會會員名簿は學友會と分離し獨立會計により出版のこと
 四、基金納付者數以外は印刷せず從つて申込なき限り入手不可能なること
 五、名簿編纂は便宜上關西大學學報局に委嘱のこと
 六、申込基金は關西大學會計課へ左欄申込書と共に納付のこと
 七、住所移動は逐一關西大學學報局に通知ありたきこと
 八、名簿基金は申込順により學報誌上に發表すること

昭和四年五月

以上

關西大學校友會

號
申込書

切取線

校友會名簿基金

一金參圓也

右金額相添へ申込候也

No.

昭和年月日

一大明正治
昭和年月日

住所

科卒業

氏名

關西大學校友會御中

備考

○○申込基金へ關西大學會計課へ
○○住所勤務等ノ異動へ學報局へ

校友會報

校友會大阪支部春季懇親會

本學校友會大阪支部に於ては去る五月五日を以て新年度春季懇親會を開催した。當日午前八時半京阪電車天満橋終點に集合、同九時發電車に乘替へ、京都三條にて京津を盛りに紅の錦を織りなす躊躇、山藤、さては優にやさしき山吹の香るが如く咲き集む沿線の風光を愛でつつ濱大津に到る。此處より汽船にて名に高き八景を賞し、水と天と山と野を一望の快を擅にせんとす。既に湖南汽船會社の湖南丸は白鵬の如く波に浮んで一同を待つてゐた。一同乗船纏を解く。此日常になく風騒ぎ、氣温低く、不幸にして甲板上に長く停ること難く、雷多くは船室に座居して餘興の琵琶を聞き歎語漫談に時を過る。千切雲の飛來り走せる綫の間に温かき陽光斜に輝やき、左顧右眄すれば近くは三上、遠くは瞻吹、さては吾も知る比良の連峯など、その裾などらの山村に時を得頬の黄菜花、その菜の花にまみれ勝ちに民屋、寺院、邑、字、町を成し、陽に映し出されて次に變る眺めも一大興深く、甲板に風を恐れず風流の心韻に浸る人も多かつた。船にて辨當を喫し午後二時石山に上陸す。一行は石山寺に詣でて古き香と新しき綠に心を澄まし、堂前に記念撮影をなし、再び船にて南郷に至る。南郷大洗堰米かし、鹿飛び等の水の奇、立木觀音、岩間寺等の佛跡を尋ね思ひ思ひに懇親會場たる南郷溫泉に集る。時に四時。浴槽に汗と言はむ

政治、中村鄧次郎、内藤正剛、中谷敬壽、中川七郎、辰巳經世、丹二良、竹西宗助、辻村

河村宣介、金井正夫、吉村種藏、吉田音松、吉尾崎信夫、岡田利雄、加藤協一郎

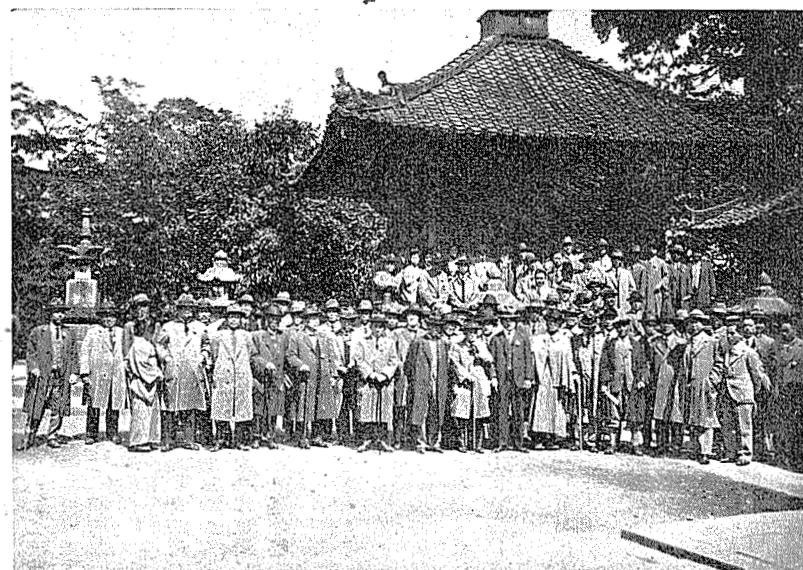
重治、小倉菊太郎、大立目重虎、

西川英三氏(昭三専商)、神戸商業大學學部に入

西山正雄氏(大一三法)、今般株式會社金剛印刷所の專務取締役に就任。

所の專務取締役に就任。

加藤正次氏(大一三法)、大阪地方裁判所所属辯護士として辯護士竹田儀一氏の事務所に入り一般法律事務に從事することとなつた



(てに寺山石影撮念記會季春部支校友會)

より疲れを落し、同四時半開宴、先づ内藤副支部長の紹介にて砂川支部長の挨拶あり、兼

ねて新任理事の一員として、母校に關する近況を詳細に述べられ宴に入る。當日は當地在住の池内覺太郎判事、眞田俊夫檢事も飛入參會され、仁保學長を始め各理事

協議員諸氏も多數參會され、近年に無い盛會であつた。宴酣と

（会員投）

以上諸氏。

千里山戌辰會創立

村虎次郎、中川太郎、野口政次郎、野村次夫、黒田莊次郎、山崎敬義、山根瀧藏、山本彌一郎、安川安太郎、増山忠次、前田常好、古川武、札野茂次、小泉幸治、兒玉善吉、後藤田

鎌下吟次郎、山崎敬義、山根瀧藏、山本彌一郎、安川安太郎、増山忠次、前田常好、古川武、札野茂次、小泉幸治、兒玉善吉、後藤田

昭和三年度學部(法、經、商)卒業生はその親睦を圖る目的を以て千里山戌辰會を組織し

その發會式を三月三十日午後六時より新世界

いろはに於いて開催した。會則その他は追て詳報する。

校友會福岡支部春季總會

關西大學校友會福岡支部春季總會を四月八日於いては、春季總會を四月二十七日午後五時半阪急北野きぬやに開催した。出席者は高木敏夫、高木龜太郎、高原順吉、口井光助、前田常好、東榮、鎌田英男、柴田勇助の諸氏である。尙新幹事には東榮、柴田勇助兩氏が當選した。因に當日本學より木戸教務主任參會し交歎するところがあつた。

八芳會春季總會

大正八年度本學卒業生を以て組織する八芳會に於いては、春季總會を四月二十七日午後五時半阪急北野きぬやに開催した。出席者は高木敏夫、高木龜太郎、高原順吉、口井光助、前田常好、東榮、鎌田英男、柴田勇助の諸氏である。尙新幹事には東榮、柴田勇助兩氏が當選した。因に當日本學より木戸教務主任參會し交歎するところがあつた。

校友會

西川英三氏(昭三専商)、神戸商業大學學部に入學、從つて三菱倉庫株式會社大阪支店を退社された。

西山正雄氏(大一三法)、今般株式會社金剛印刷所の專務取締役に就任。

所の專務取締役に就任。

加藤正次氏(大一三法)、大阪地方裁判所所属辯護士として辯護士竹田儀一氏の事務所に入り一般法律事務に從事することとなつた

右遠榮一氏(昭三専商)四月十四日岡山市出雲大社分教會に於いて、赤磐郡共立郡役所主事所長片山嘉一氏夫妻の媒酌にて上道郡浮田村の素封家藤原定造氏令嬢清野嬢と目出たく華燭の典を挙げられた。因に清野嬢は佐藤女子専門學校出身の才媛である。

山本政雄氏(昭四專經)今般某氏の媒酌にて田中政枝嬢と華燭の典を挙げられ、三月三十日盛大なる披露宴を催された。當日の來會者校友二十餘名。

但馬直吉氏(推)辯護士。今般事務所を東區高麗橋五丁目九番地に移轉された。

山口治三郎氏(大一二商)北河内郡甲可村村會議員に當選し、尙同村助役に就任。

鳥海正夫氏(大二五商)春陽會第七回展覽會に於いて水谷清、長瀬義郎の兩氏と共に受賞者に決定した。

池谷龜太郎氏(大一三法)目下多摩商科學校長の職に在り、(元三三)住所は東京府北多摩郡東村山吉藤浩平氏(明四三法)辯護士。氏の事務所東京市麹町區永樂町二丁目二番地は町名改稱の結果麹町區丸ノ内一丁目一番地と變更になつた。

藤村藤治氏(昭三専法)兵庫縣內務部より内務省土木局道路課に轉勤。

大塚右工男氏(大一商)大福海上保險本社より九州支部に轉勤。新住所は福岡市北湊町二番地野上幸子方。

岡井茂次郎(大八法)今般辯護士開業、事務所は東京市下谷區上根岸町三及び芝區田村町八荒木ビルディング十六號。

須々木庄平氏(明四一法)歐州各國取引所視察

のため五月二十三日解纏の香取丸で渡歐せらるゝ由。

校友住所移動

福部 知一(天一一種) 兵庫縣武庫郡御影町郡家城

清水豊太郎(昭二専商) 東京市京橋區長崎町二ノ三

南出 滋雄(昭四専商) 兵庫縣武庫郡魚崎スタンダード石油會社内

岡本 德(昭二専法) 府下三島郡高櫻町日之出町

筒井 國義(昭四専法) 三六五長谷川鋤二方

福富 重治(昭二専經) 支那上海九江路二號三菱銀行上海支店

曾我部軍治(昭四大法) 此花區玉川町二丁目五二得能作方

川入百八方 東成區中道町二二三番地中

西山 正雄(大一三法) 府下南河内郡長野町

牧野 吾郎(昭三専商) 兵庫縣武庫郡大庄村西新田

中西 恒三(天一四専經) 西萩野牧野榮太郎方

津屋 明至(天九商) 住吉區南田邊町二〇七

藤村 丈夫(昭四専經) 岐阜市池田町一二二八

天川 龍男(昭四専法) 府下三島郡吹田町堅野三二七五七

鷹見 文博(大四専經) 府下中河内郡繩手村大字河内八五四ノ三

川口 友治(昭四大經) 今治市天保山合同紡績第二工場

露口 長一(昭三大法) 岡山縣赤磐郡高陽村大字立川六八一

隊 鶴島歩兵第四三聯隊第一中

昭四専商 南出 滋雄 高森 滋雄
正 (舊) (誤)

(新)

江川傳次郎 西淀川區佃町一五一

出羽松之助 兵庫縣揖保郡揖西村前地

吾妻 修 兵庫縣武庫郡本山村岡本字下庄

三好 信夫 尼崎市中在家町四四二佐々方

湯川芳之助 住吉區天王寺町二二三麻尾方

見村 賢治 屋六七一

三谷 義貴 東淀川區天神橋筋六丁目二三

塩野 一雄 此花區上福島北一丁目六八

森 清一 西區鞍南通五大阪地方職業紹介

専門部法律學科

生駒 茂平 東淀川區柴島町四二八

石隈 佐義 住吉區澤ノ町三三〇

諫山 征二 豊能郡小曾根村二軒家井手方

早川 靜馬 天王寺區東高津南之町三島田方

轟 武季 北區堂島北町一八辛島醫院方

小川 今雄 西淀川區高見町三丁目一五五

扇本壽次郎 西淀川區姫島町本通南四丁目四七

龜井 忠吉 此花區吉野町二丁目一六

片岡 晴磨 中河内郡布施町東足代六七二

田中 惣吉 港區壽町二丁目一八

坂東 勇治	天王寺區島ヶ津町七〇	後藤 貫一	北區北扇町堀川青年宿舎
原田 博	神戸市割塚通一丁目一八岡本方	江川傳次郎	西淀川區佃町一五一
川本 定雄	浪速區櫻川町一丁目一〇四〇	出羽松之助	兵庫縣揖保郡揖西村前地
吉田 重吉	此花區春日出町三二ノ九藤原方	吾妻 修	兵庫縣武庫郡本山村岡本字下庄
山田 敬治	住吉區天王寺町九三四野村銀行阿部野橋支店	三好 信夫	尼崎市中在家町四四二佐々方
専門部商業學科		湯川芳之助	住吉區天王寺町二二三麻尾方
大野 敬一	神戸市下山手通七丁目四寺尾方	見村 賢治	屋六七一
岡本庄之進	滋賀縣栗太郡笠縫村大字集	三谷 義貴	東淀川區天神橋筋六丁目二三
山田 敬治	港區音羽町三丁目一〇	塩野 一雄	此花區上福島北一丁目六八
専門部商業學科		森 清一	西區鞍南通五大阪地方職業紹介
角谷 賢次郎	港區魁町五丁目六	専門部經濟學科	
轟 武季	北區堂島北町一八辛島醫院方	大野 敬一	
小川 今雄	西淀川區高見町三丁目一五五	岡本庄之進	
扇本壽次郎	西淀川區姫島町本通南四丁目四七	山田 敬治	
龜井 忠吉	此花區吉野町二丁目一六	角谷 賢次郎	
片岡 晴磨	中河内郡布施町東足代六七二	吉田 重吉	
田中 惣吉	港區壽町二丁目一八	川上 重吉	
高谷 重治	港區南八幡屋町一丁目一六九〇二	高城 真平	
巽 寛一	東成區林寺町一〇七	中村 勝則	
高見 三郎	住吉區天王寺町六一六八高村方	河野 道弘	
立花 周次郎	港區池山町一四三浦市松方	高城 真平	
仲村 常春	神戸市平野五宮町一七二	中村 勝則	
中村 鬼	西淀川區姫島町七〇	河野 道弘	
中戸 順太郎	北區堂山町一六	高城 真平	
山根 龍吉	西區北堀江二番町三八	中村 勝則	
藪 義雄	住吉區北田邊町五七七	河野 道弘	
布施 貞藏	北區堂島町一六	高城 真平	
古川 寒造	住吉區澤之町三三〇	中戸 順太郎	
幸喜 景福	西淀川區浦江中二丁目六〇	山根 龍吉	
専門部文學科英文專攻科		白井 源三	
池田 信之助	西淀川區豐崎町本庄六六六高木多馬方	白井 源三	
須々木庄平氏(明四一法)歐州各國取引所視察	船社宅内	廣瀬 忠雄	西淀川區十三木川町二七三

學生彙報

哲學會報

崗上墓に拜し、古市町東北に位する柏原山西琳寺に至る、次いで、日本武尊白馬陵、安閑天皇古市高屋陵、安閑天皇古市高屋丘陵を巡拜して、府社譽田八幡宮に詣る。寶物多く、大原眞守の銘ある劍、絹本着色の

新學年の開始に先立ち、京都帝大教授天野貞祐氏及び高瀬武次郎博士を迎へて舊來の諸先生と共に完璧を期する本學哲學會は、去る四月三十日午後三時より會議室にて昭和四年度

先づ新任教授の歓迎、春季講演會開催等數項を協議決定し、續いて本年度の研究方法に就いて詳細に意見の交換をなし、會員の研究に資する爲、新刊雑誌並に書籍を購入し會員相互の巡覽に供する事を議決して午後五時過ぎ散會した。

因に當日の來會者には朝川、森田兩君を始め、哲學科一學年諸君の新入會員があつて會將來の發展を思はしめた

——(杉本君報)——

皇陵崇敬會報

第二次第七回例會——若葉薰る千里ヶ丘學園に
幾多の新入學生諸君を迎て、本學年の劈頭を
飾るべく第七回例會を去る四月廿八日、南郊
古市道明寺附近に催した。來り會するもの十
有六名。午前八時二十分大鐵阿部野橋を發し
て柏原に向ふ。天麗らかに爽やかな微風をう
けて、先づ允恭天皇惠我長野北陵に詣づ。こ
の邊り一帶は石器時代の國府の遺跡の地とし
て有名である。次いで雄略天皇丹比高鷲原陵、
仲哀天皇惠我長野西陵に參拜し野中寺に詣
づ。俗に中ノ太子と稱し、青龍山と號す。寶
物拜觀後、仁賢天皇河内埴生坂本陵、清寧天皇
河内坂門原陵、用明帝第二皇子來自皇子埴生



行一の部尾山るけ於に廢據野部

俳句會報

る御挨拶あり。次いで椿、電の五句集の互選、席題木の芽に激評を戦はし六時閉會した當日の出席者は次の通りである。

山岳部報

彌山佛教嶽登山——四月一日（晴）ヒュツテ建設のため降雪状態観察の目的を以て彌山、佛教嶽登山を企つ。上六發（午前一〇、一〇）下市口——川合着（午後三、二〇）天川の

古市道明寺附近に催した。來り會するもの十
有六名。午前八時二十分大鐵阿部野橋を發し
て柏原に向ふ。天麗らかに爽やかな微風をう
飼るべく第七回例會を去る四月廿八日南郊

連の家を捨てて精舎とし、聖德太子之を道營寺とし給ふたと傳ふ。故に土師寺とも言ふ。道明寺天満宮は土師神社或は又天夷島命神社とも呼び俗に道明寺天満宮と稱するのである。



新編香樹山野集上卷

旅行部報

吉野觀櫻と舊蹟巡り——四月二十一日午前九時
大鐵阿部野橋驛に集合、吉野へ向ふ。先づ落
花紛る中を吉野神宮に參拜、次に藏王權
現で有名な藏王寺に詣で、大塔宮が別離の宴

——(西岡君報)——

四月二十日飯田先生並に新入學生の歡迎會を

公園と人との和諧を語る。根の松、石の竇田、高砂の相生松等を見物して歸阪の途に就く。

兼ねて、本年度第一回の例會をクラブハウスにて開催した

先づ佐藤後淳一郎君歡迎の辭を述べ、飯田先生のこれに對する御挨拶あり。次いで椿、霞の五句集の互選、席題本の芽に激評を戰はし六時閉會した。——(會員投票)——

橋を發し、近江山城攝津の三國に跨る宇治ラインの舟遊を企て自らなる渓谷の美を稱す。次いで宇治の平等院、黃檗の萬福寺を訪れそれより、桃山御陵、乃木神社、石清水八幡宮に詣で旅程を終る。

當日の出席者は次の通りである。

山岳部報

彌山佛教嶽登山——四月一日（晴）ヒュツテ建設のため降雪状態観察の目的を以て彌山、佛教嶽登山を企つ。上六發（午前一〇、一〇）——下市口——川合着（午後三、二〇）天川の下流坪内に至り彌山小屋の所有者江頭氏宅を訪問、建設についての状況を聽く。四月二日（雨時時小雪）川合發（午前九、〇〇）——朝鮮嶽——彌山川——彌山小屋——佛教嶽（午後一、二〇）——彌山小屋泊、彌山川を經て彌山、佛教嶽に至る間は北國と降雪量に於

道明寺天満宮内にて行ひ名物道明寺ほしひを

をなし給ひし跡を訪ひ、更に勝手神社、吉水

をなし給ひし跡を訪ひ、更に勝手神社・吉水神社に参拜し南朝行宮の跡を探ぬ。次いで如意寺に至り境内の塔尾陵に拜し、小楠公の歌を書き列ねし扉、及び埋髪の墳なきを探ね。最後に竹林院に至りてこの日の行を終る。

いて大差はないが雪質に於いて劣るものがある。四月三日（臺後晴）彌山小屋發（午前七時）——川合——下市口——上六着（午後三時）——（西島君報）——

大和アルプス登山（佛生嶽）——四月二十七日夜來の豪雨も霧れて春陽麗かに輝き亘る。先輩藤田氏及平井、阿部、國支の諸君に見送られつ午前九時半湊町を發し、ヒュツテ建設地視察を兼ねて残雪いただく大和アルプス踏破の途に上る。下市口から自動車を驅り川合に着したのが午後三時、その夜は此處に宿泊す。

翌日人夫二名を雇ひ、午前七時宿を出發、登り行く脚下には天ノ川長蛇の如く横はり、陽光を受けて美しくも輝いてゐる。坂路ますます急に一行黙として口をきくものもない。進むにつれ寒圍氣は現世を遠ざかり、朽木倒れて骸骨の如く、地一面に苦蒸して天然原始林が鬱蒼としてゐる。残雪を踏みつつ歩を進め朝鮮嶽（一七一七メートル）に出で明星嶽の麓に至つたのは午後三時、楊子宿迄の豫定を變更して、今宵は此處で假宿する事にし炊事の準備に取掛る。暮色迫るにつれ静寂は加はつて来る、時時焚木のはざる音さへ物凄い。

明くれば天長の佳節。炊事を終へ、テントの中を片附けて露營地を後にしたのは既に七時を過ぎてゐただらう。朝霧を呼吸しながら岩に、木の根に足を奪はれつゝ一時間許りにして楊子宿に出て。此處より頂上まで十五町。清水湧き出づる所に一同暫し渴を癒し、頂上（一八〇五メートル）に登る、南に孔雀、釋迦、北大普賢、行者還等の連峯この佛生嶽を中心起伏し雄大言ふべからず。

これよりヒュツテ建設地を楊子宿に定め、道

を引返へし、露營地に辿り着く。その夜は目的完成を祈りつつコーヒーで乾杯をあける。

第三日、テントを纏め、人夫の根拔にしてつく二時半川合を出で、下市口に至る。電車に一行は木村、西島、江上、近藤、浅野、奥村、岡澤の七名である。——（岡澤君報）——

阪したのが午後九時。折から降り來たる靜かに一行は木村、西島、江上、近藤、浅野、奥村、岡澤の七名である。——（岡澤君報）——

大學豫科辯論部報

第三回全國中等學校優勝雄辯大會——大學豫科辯

論部主催、大阪時事新報社後援の下に、四月二十九日午前十時より大阪市中央公會堂に於いて開催された。定刻前既に聽衆堂に満ち、非常なる盛況であつた。當日のプログラムは

次の通りである。

開會之辭	幹事柳本義雄君
日本櫻は何をか物語る	浪速中學濱田庄太郎君
奮起せよ國家的難關を	福島商業大野淳司君
奉仕せよ魂を獻けて	甲陽中學坂東督三君
青年よ！大地を離れて	上宮中學福岡嘉夫君
國家の隆盛は國民精神の緊張にあり	甲陽中學坂東督三君
日本人は如何に世界よ	都島工業佐藤重兵衛君
り祝られつゝありや	伊丹中學高橋捨三君
創作の雄辯	明星商業石井奈良夫君
暗澹たる國情を眺めて	紫野中學龜井道法君
東洋的な文化の夜明	神戸商業塚本修君
優勝旗返還式	神戸商業學校西岡春雄君
吾人の貴き大阪市民諸君に訴ふ	北陽商業長井茂治君
萬民の和樂	

憧憬論 天王寺師範 藤田登良夫君

切實なる我が叫び 關西學院後藤示郎君
焰々たる生の熱火に燃 東商業紀英雄君
えよ

自然の親友なれ 市岡中學西村明君
須く瞬間を充實すべし 京都二商宮城繁君
國を擧げての總動員 今宮職工吉備正一君
後援の辭 大阪時事新報社田井真孫氏

プロレタリヤに潤を與るものはそもそも何物ぞ 大阪鐵道岡村圭二君

共存共榮の大理想 添上農學扇本清風君
奮起せよ！祖國のため 聖峰中學松原照光君

力強き信念あり 第一神港商業湯淺義清君
集へ！崇高なる建國理想の下に 關大二商岩田勝美君
愛の光を放て 和歌山商業巽一男君

組織制度の改造か？心 第一神戶商業阿部富次君
の改造か？心 第一神戶商業阿部富次君
夫死の力 滋賀師範山田敬一君

決死の力 滋賀師範山田敬一君

後援之辭 本學新聞部田中基次君

受國者よ！立て！ 桃山中學林齊君

夫死の力 滋賀師範山田敬一君

後援之辭 本學新聞部田中基次君

建國の精神に還れ 生野中學石川正弘君

祖先ご子孫ごの名譽は 東山中學羽田秀治君
自己の双肩にあり

浪速商業森博君

大悟一番 涙速商業村田清一君

日本帝國の内外 郡山中學吉川勝治君

切實なる我が叫び 關西大學ハーモニカ

音楽天王寺商川池俊雄君

審査發表並ニ講評

優勝旗及び賞品授與式

閉會の辭 幹事阿部正貫君

本學専門部學生中、和歌山出身者が相當多數

なるにも拘はらず、未だ同縣人會の組織され

てゐないのを遺憾とし、福島學舍の谷口、城

内、神屋敷氏等の提唱により本學専門部在學

生を主とする福島學舍和歌山縣人會が設立さ

れ、去る五月八日午後八時第一回總會を二十

教室に於て開催した。劈頭谷口氏によりて創

立の趣旨其他に就いて述べる所あり、後會則

の制定並に役員の選舉を行つた。

當日は出席者三十餘名に及び校友瀬戸健助氏

二商教諭松本直彦氏も來會、本會の創立を祝

され頗る盛會であつた。

本會は會員相互の親睦、學術の研鑽向上、健

全なる品性を養ふを以て目的とし、鄉土愛に

燃ゆる眞摯なる會合を今後月一回行ふことに

なつてゐる。

附記 本會は專門部在學生を普通會員とし專門部

卒業者、本學關係者中和歌山縣出身者を特別會員としてゐる。未だ申込なき方は成るべく早く

新忠君愛國の叫び 福島學舍事務所谷口の許まで申込まれんことを

希望してゐる。

	français et comparé (Tome 1. 2.)	Petite collection Dalloz :-	Manuel élémentaire de Droit commercial
Hauriou, M. : Precis de Droit administratif et de Droit public	Code civil	terrestre	Manuel élémentaire de Droit commercial
Hauriou, M. : Precis élémentaire de Droit administratif	Code de Procédure civile		
Colin, A. & Capitant, H. : Cours élémentaire de Droit civil français (Tome 1. 2. 3.)	Code de Commerce		
Planiol, M. : Traité élémentaire de Droit civil (Tome 1. 2. 3.)	Code d'Instruction criminelle et Code penal		
Planiol, M. & Ripert, G. : Traité pratique de Droit civil français (Tome 1. 2. 3. 4. 8. 9. 12.)	Code du Travail et de la Provocation sociale		
Baudry-Lacantinier, G. : Precis de Droit civil (Tome 1. 2. 3.)	Code du Travail et de la Prévoyance sociale, maritime		
Denoque, R. : Traité des Obligations en général (Tome 1. 2. 3. 4. 5.)	Supplement		
Michoud, L. : La Théorie de la Personnalité morale et son Application au Droit français (Tome 1. 2.)	Petits Precis Dalloz :-		Antraygues, E. : Notions de Droit maritime international
Nisot, P. : Etude historique et de Droit comparé sur l'Age en matière de Capacité nuptiale	Precis de Droit administratif (Tome 1. 2.)		Autran, F. C. : Code international de l'Abordage, de l'Assistance et du Sauvetage maritimes
Ripert, G. : La Règle morale dans les Obligations civiles (Tome 1. 2. 3. 4. 5.)	Code de l'Enregistrement du Timbre		Bazin, L. : La Législation protectrice de la Marine marchande
Thaller, E. : Traité élémentaire de Droit commercial (Tome 1. 2. 3.)	Precis de Droit international privé		Bonnetcase, J. : Introduction à l'Etude du Droit
Lyon-Gaen, Ch. & Renault, L. : Manuel de Droit commercial (Tome 2. 1.)	Precis de Droit privé (Tome 1. 2.)		Eynara, J. : La Loi du Pavillon
Graud, R. : Precis de Droit criminel (Tome 1. 2. 3.)	Precis de Droit privé positif (Tome 1. 2. 3. 4.)		Georgiade, E. : Le Chargement en Pointe
Hauriou, M. : Precis de Droit constitutionnel	Geny, F. : Méthode d'Interprétation et Sources en Droit privé positif (Tome 1. 2.)		Dor L. : Les Clauses des Connaissances et la Projet de Loi colin
Barthélémy, J. & Duez, P. : Traité élémentaire de Droit constitutionnel	Precis de Législation industrielle		Guvrin, F. : Precis de Legislation maritime
Duguit, L. : Traité de Droit constitutionnel (Tome 1. 2. 3. 4. 5.)	Precis de Procédure civile et commerciale		(Tome 1. 2. 3.)
Duguit, L. : Manuel de Droit constitutionnel	Precis de Droit international privé		Haralambidis, T. : Des Caractères distinctifs des Avaries communes
Esnein, A. : Elements de Droit constitutionnel	Foignet, R. : Manuel élémentaire de Droit administratif		Haralambidis, T. : Les Avaries communes d'après les Règles d'York et d'Anvers de 1924
	Manuel élémentaire de Droit international		Le Bourdelle, R. : Le Droit international public maritime d'après le point de vue anglais
	public		Martin, J. : Traité de Droit maritime commercial et de Police de la Navigation
	Manuel élémentaire de Procédure des Voies d'Execution		Pchedrecki, E. : Le Droit international maritime et la Grande Guerre
	Manuel élémentaire de Droit constitutionnel		Procos, J. S. : Les Codes maritimes actuels
	Manuel élémentaire de Droit criminel		
	Manuel élémentaire de Legislation industrielle		

Proces, J. S. : Les Capitaines et leur Mandat legal dans le Commerce maritime	sur Marchandises ou Facultes	Kamm, E. : The Currencies of China.	Gierke, O. -Das deutsche Genossenschaftsrecht. 4 Bände, Berlin 1868, Halbleder gebunden.
Renard, J. : La Vente Caf en Droit français	Journal, P. : Les Effets de la Faillite ou de la Saisie-carret sur le Compte courant	Katzellenbaum, S.S. : Russian Currency and Banking (1914- 1924)	Kant's gesammelte Schriften, 18 Bände, Berlin 1910, Halbleder gebunden.
Sauvage, G. : L'Autonomie des Ports de Commerce en France	Lamer, L. : Le Reglement par Chene des Effets de Commerce et le Developpement general du Cheque en France,	Lavington F. : The English Capital Market.	Handwörterbuch der Rechtswissenschaft,
Thibault, P. : Du Courtage maritime	Lepargneur, J. : L'Exclusion d'un Associe	Lowenfeld, H. : Money in Fetters.	Band I, geb.
Thomas, A. : Les Acomiers	Marin, P. : Traite theorique et pratique sur la Propriete commerciale	Nicholson, J. S. : A Treatise on Money and Essays on Monetary Problems	Band II, geb.
Tulet, E. : La Legislation des Gens de Mer	Moreu, R. & Berot, G. : Guide pratique des Societes commerciale III Dissolution, Liquidation, Nullites, Responsabilites	Robertson, D. H. : Money.	Band III, geb.
Venneaux, R. : Bssistance-Abordage Avaries	Ackermann, Ch. : Repertoire de Jurisprudence en matiere de Transports (vol. 1.)	Seligman, E. R. A. : Essays in Economics.	Band IV, geb.
Wahl, A. : Precis theorique et pratique de Droit maritime	Berger-Vachon, V. : La Protection du Non commercial en Droit français et en Droit allemand	Soddy, F. : The Inversion of Science and a Scheme of Scientific Reformation.	Band V, geb.
Bouteron, J. : Le Droit nouveau du Cheque	Carrus, S. : Les Privileges sur le Navire pour Fournitures et Reparations	Goodnow, F. J. : Comparative Administrative Law.	Handwörterbuch der Staatswissenschaften, 8 Bände, (4. Auflage), Halbleder gebunden.
Ancey, C. & Sirot, L. : Le Regime legal des Societes d'Assurances (avec formules)	Lowell, A. L. : The Government of England (vol. 1, 2.)	Vignancour, P. : Le Fonds de Commerce dans les Rapports entre Epoix	Sarwey, Das öffentliche Recht und die verwaltungsrechtspflege. Tübingen 1750, br.
Cordonnier, P. : Des Pouvoirs de l'Assemblee generale ordinaire des Actionnaires en matiere de Constitution de Reserves	Walford, E. : The Politics and Economics of Aristotle.	Walker, F. A. : Money in its Relations to Trade and Industry.	Gierke, Der Entwurf eines bürgerlichen Gesetzbuchs und das deutsche Recht. Leipzig 1889, br.
Coudray, J. & Maure, L. : Elements de Commerce Covette, P. : Manuel pratique et juridique du Transport des Animaux vivants	Cook, A. B. : Financing Exports and Imports.	Keily, D. M. : The Law of Trade Marks and Trade Name.	Coester, Die Rechtskraft der Staatsakte. München 1927, br.
Dalsace, R. M. : Des Conditions de Delivrance et d'Utilisation des carnets de cheques	Burns A. R. : Money and Monetary Policy in early times.	Rowlatt, J. : The Law of Principal and Surety.	Spiegel, Die Verwaltungswissenschaft, Leipzig 1909, br.
Delaporte, R. : Des Amortissements	David Hume, : Essays.	Sheldan, H. P. : Elementary Banking.	Merkel, Allgemeines Verwaltungsrecht, Wien 1927, geb.
Faure, G. : Comptabilite generale	Fisher I. : The Nature of Capital and Income.	Sigdwick, H. : The Principles of Political Economy Langenscheidtsche Bibliothek sämtlicher griechischen und römischen Klassiker in, neueren deutschen Muster-Uebersetzungen, 110 Bände, gebunden.	Salomon, Grundlegung zur Rechtsphilosophie, 2. Aufl., Berlin 1925, geb.
Govare, J. P. : Staries, Surestaries, Dispatch Money Guyonet-Duperat, P.Ph. : L'Assurance maritime	Jevons, W. S. : Money and the Mechanism of Exchange.	Fleiner, Institutionen des Deutschen Verwaltungsrechts, 8. neubearb. Aufl., Tübingen 1928, geb.	Hegel, Sämtliche Werke, Band 1-7 u. 11-17, Halbleder geb.
	Locke, J. : The Works of John Locke (vol. 1, 2. 3-4, 5, 6, 7, 8, 9, 10.)	Jellinek, System der subjektiven öffentlichen Rechts, 2. Aufl. Tübingen 1919, br.	Jellinek, Allgemeine Staatslehre, 3. Aufl., Berlin 1922, br.
	Keynes, J. M. : A Tract on Monetary Reform.	Kelsen, Hauptprobleme der Staatsrechtslehre, 2. Auflage, Tübingen 1923, geb.	Kelsen, Hauptprobleme der Staatsrechtslehre, 2. Auflage, Tübingen 1923, geb.

Jellinek, W., Verwaltungsrecht. Berlin 1928, br.	Berlin 1928, geb.	Wicksell, Vorlesungen über Nationalökonomie, Band II, Jena 1928, geb.
Hatschek, J., Lehrbuch des deutschen und preussischen Verwaltungsrechts, 5. u. 6. Aufl., Leipzig 1927, geb.	1923, brosch.	Jellinek, Verfassung u. Verwaltung d. Reichs u. der Länder. (Statskunze, 2. Band, 2. Heft), Leipzig 1926, brosch.
Mises, L., Theorie des Geldes und der Umlaufsitzel, 2. Aufl., München 1924, geb.	Laum, Heiliges Geld. Tübingen 1924, brosch.	Adams, Preussisches Staatsrecht, 2. Auflage, Bonn, Teil I/II, 1914, 1919.
Fleiner, Verwaltungsrechtsfälle zum akademischen Gebrauch, 2. Aufl., Tübingen 1919, br.	Gumplovic, L.—Geschichte der Staatstheorien, Innsbruck 1926, geb.	Liefmann, Grundsätze der Volkswirtschaftslehre, Stattjart.
Stein, Grenzen und Beziehungen zwischen Justiz und Verwaltung. Tübingen 1912, brosch.	Band 1, 3. neu bearb. Aufl., 1923, geb.	Band I, 1911, brosch.
Mayer, O.—Deutsches Verwaltungsrecht, 2 Bände, München 1924, geb.	Band 2, 2. neu bearb., Aufl., 1912, geb.	Band II, 1911, brosch.
Jellinek, W.—Gesetz, Gesetzesanwendung und Zweckmässigkeitserwägung. Tübingen 1913, brosch.	Savigny, v., Vom Beruf unserer Zeit für Gesetzgebung und Rechtswissenschaft, Freiburg i. Br. 1892, brosch.	Wagemann, Allgemeine Geldlehre, I. Band, Jena 1923, brosch.
Laband, P.—Das Staatsrecht des Deutschen Reiches, 5. Auflage.	Gierke, Die Grundbegriffe des Staatsrechts und die neuesten Staatsrechtstheorien. Tübingen 1915, br.	Menger, Grundsätze der Volkswirtschaftslehre, 2. Aufl. Wien 1923, geb.
Band III, Tübingen 1913, brosch.	Hatschek, Englishes Staatsrecht, 2 Bände, Tübingen 1905, br.	Ihering, Der Zweck im Recht, 2 Bände.
Band IV, Tübingen 1914, brosch.	Bendiven, F., Das Wesen des Verwaltungsrechtes, Tübingen 1921, geb.	Abschittz, Deutsches Staatsrecht, 1913, geb.
Herrnitt, Grundlehren des Verwaltungsrechtes, Tübingen 1921, geb.	Fuchs, Volkswirtschaftslehre, 5. Auflage, Berlin 1925, kart.	Muret Sanders, Enzyklopädisches englisch-deutsches und deutsch-englisches Worterbuch, Grosse Ausgabe, 2. Teile, 4. Bände, geb.
Bendiven, F., Das Wesen des Geldes, 3. Aufl., München 1922, br.	Anschtitz, Die Verfassung d. Deutschen Reichs vom 11. August 1919, Berlin 1928, geb.	Folgende Bücher sind vergriffen:
Bornhak, C.—Grundriss des Verwaltungsrechts, 9. Auflage, Leipzig 1928, geb.	Dieckmann, Verwaltungsrecht, 4. Aufl., Berlin 1926, geb.	Diehl, Übeler Fragen des Geldwesens.
Hensel, A.—Steuerrrecht, 2. völlig neubearb. Auflage, Berlin 1927, brosch.	V. Thering, Geist des römischen Rechts, 4 Bände, Leipzig 1924, gebunden.	Hofmann, Kritische Dogmengeschichte d. Geldwerttheorie,
Mayer, M. E.—Rechtsphilosophie, 2. Aufl., Berlin 1926, brosch.	1. Abteilung, München 1880, brosch.	Hausmann, Der Geldwahn
	2. Abteilung, München 1884, brosch.	Kirchner, Die Quantitätstheorie
	Fischbach, Allgemeine Staatslehre, 2. Auflage, Berlin 1914, geb.	Spiethoff, Die Quantitätstheorie
		Redlich, Englische Lokalverwaltung.

上第廿九回
年五月廿九日の瑞西憲法第卅四條、一九二二年六月廿八日のユーゴースラブ憲法第卅一條

nationaux) の如き近くは大阪市に於ける失業者救濟のため新に大阪市に編入せられた所謂

獨逸憲法第百五十六條第百六十一條第百六十條第百六十三條第百六十五條等に規定し勞働者の權利に付ては獨逸憲法第百五十九條第

百六十條第百六十三條第百六十五條、一九二〇年十一月卅日のプロシヤ憲法第十一條第卅六條第七十五條、一九二〇年八月十四日のダントンチッヒ自由市憲法第廿四條等に規定し、勞働力の保護に付ては獨逸憲法第百五十七條勞働義務に付ては獨逸憲法第百六十三條一項。シア改正憲法第九條等の明記するところである。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

ひ投下資本を貨幣形態に於て回収し得ること言ふことは不可能であるからであつた。然し乍ら株式會社企業の發展せる場合に於ては事情は一變する。銀行との興信範圍は、資本の動員の可能化と共に甚だしく擴大されて資本信用の授與は益々容易となるのである。「この場合の資本の調達は銀行に亘つては要するにそれを前貸し株に分ちそして此の株の賣却によつてその資本を回収するといふこと、従つてそれは形式上純然たる貨幣取引(—G)を行ふといふことにほかならぬ。これら資本證券の移轉の可能、譲渡の可能こそ株式會社の本質をなすものであり、進んでは銀行をして株式會社の創業従つてその結局の支配を可能ならしめるものである。」(2)だからして株式會社企業の發展は金融資本の發生上の不可欠の前提條件を充すものである、随つて株式會社の本質の正確な把握は金融資本を理解する上の不可欠の鍵鑰である。

然し乍ら如何に株式會社企業が發展しようとも、それ等の企業に要する巨大な資本を何等銀行の手を経ずして集め得るが如き經濟状態の下に於ては金融資本は發生しない。だからして金融資本の發生はその國に於ける富の狀態によつて多少のニユアンスを生ずる。私は次ぎに此の點を英獨の經濟状態を比較することによつて説明することにする。

從來、英國の資本主義は以下の如き特徴をもつてゐた。即ち(一)英國の資本主義は獨米の資本主義の如く最近に至つて激進な飛躍的發展を遂げたものではなく、重商主義時代より永き期間に亘つて漸時して發展して來たものである、従つて獨米の如く、急激な資本需要に伴ふ銀行への大量的資本の訴へは左程緊切ではなかつたこと。(二)又英國の資本主義は他の如何なる國よりも資本主義的發展の先利を得て居たが爲めに、その殖民地及び屬國その他の國國から手に十分に集積されてゐた。それが爲めに、個人又は一家族が數人又は數個集まれば、それで以て直

ちに相當の大資本を要する企業をも容易に創設する
株式會社の形態を探ることがあつても、内容的には
これが出来たのである。夫故にしばしばその企業が
個人會社で株券は公募されなかつたこと。(三)更に
以上二つの結果として内國投資はその利上りが甚
だしく僅少であつたこと、然るに海外投資一殊に資
本が富饒でない國國例へば初期の米國及び獨逸等の
の發行せる有價證券への投資は—その利上りが甚だ
大であつたこと。及び(四)英國の商業規模はその產
業規模に比して甚だしく大であつたこと。従つて商
業信用及び投機信用の活動範囲が甚だしく大であつ
たこと等々である、夫故に英國に於ける諸諸の巨大大
な銀行(Midland Bank, Lloyds Bank, Westminster
Bank, Barclays Bank, National Province Bank.)は英
國獨自の商業銀行制を固持し、それから分業化して
生じた他の銀行即ち投資銀行(Investment Trust, 投
資信託, Issue House, 發行業者)と雖も「その投
資を政府及び都市の發行になる公債又は市債や内外
の著名な少數の大產業會社が發行せる有價證券に限
定し内國の一般產業會社に對しては殆ど何等の關係
係もしなかつた」のである。(②)従つて英國に於ては
商業銀行と投資銀行の分業で立運れた銀行制度が
發生し、而も内國の金融資本化は甚だしく緩漫だつ
たのである。

發展の軌道を清めた時、先づ以て重要なことは技術的にも經濟的にも先行せる英國の資本主義と同等的地位に立つことであつた。その爲めに獨逸は發展階梯を飛躍して、その生産を當初よりして英國が行ひつつあるが如き規模で以て行はなければならなかつた。ために當初からして巨大な株式企業が發生した。然し乍ら立遅れた獨逸に於てはそれが爲めに必要な個人の掌中への資本の集積が欠けてゐたのである。だからして此等の巨大な産業に對して所要の資本を調達すべく社會の隅隅から小資本片を集めてくる。この他の専門的な株式會社——銀行を必要とした。夫故に獨逸に於ける銀行はその發生の當初よりして商業資本家や産業資本家の、投機信用や、商業信用を授與したのみならず又同時に巨額の資本信用をも授與しなければならなかつたのである。

かくて、獨逸に於ける銀行は、その開始と同時に商業銀行と投資銀行との職能を兼營したのである。④而もその内國産業に對する金融は英國の投資銀行に於けるが如く僅少なものではなく、從つて又銀行と産業の關係は當然に深からざるを得なかつたのである。

夫故に、金融資本が大いに發展し、銀行資本家の所有する銀行資本が益々多く産業資本家の使用する生産資本に轉化され、巨額の創業利得が銀行資本家の手に流入し、銀行の勢力が益々増加し、遂に銀行資本と産業資本が統一され、その統一された資本の實際的權力が大銀行資本家の手に移るて、近代的傾向は、株式會社企業、有價證券取引所の發展及び企業者側に於ける資本の欠乏と云ふ二個の條件の充される程度によつて、その強さを異にする、如何に株式會社企業が發展しようとも、それに要する資本を銀行の手を經ずして蒐集し得る場合一斯の如きは數十年前の英國の狀態を別とすれば、現在に於ては考へ得ないが一には金融資本の擡頭は不可能である。だが又如何に銀行に對する資本信用が緊切である。だからこそ、需要者が株式會社でなければ金融資

本の發生は原則としては不可能である。何故なれば需要者が株式會社であつてこそ初めて銀行は先述せらるが如き(G—G)の貨幣取引をなすのみにして、尙ほよく回収を圓滑にし創業利得を獲得することが出来るからである(これは言へ相手が個人會社であるとしても、特殊の人的關係がある場合に於ては別個の方法に於て、資本信用の授與が行はれる。)

第三項 金融資本の發展

さて、吾等は以上第二項に於て、金融資本の發生上のニユアンスを理解した。然し乍ら、金融資本はその發生の當初に於ては多少のニユアンスはあるとしても、資本主義の發展と共に益々増加しつゝあることは否み得ない。現在の英國に於ては、商業銀行と投資銀行とは形式上は判然と分立しては居るが、内容的には、最早や兼營的である。商業銀行は、その益々増加する預金を、中間者を通して、間接に投資しつつあるのである。が、此の形式上の分立は何も、英國に於ける近時の金融資本化を否定する材料とはならない。然らば如何なる理由によつて、資本主義の發展は金融資本の擡頭を益々不可避ならしめるか。私は此の理由を以下の如き三點に求めめる。

(一) 近代の產業は、總て産業資本家自身が所有してゐるところの資本より以上の資本を以て營まれることとは資本主義企業の必然的結果である。大なる資本と大なる生産規模は生産品の原價を低め競争能力を強める。小規模の産業は、大規模の産業の競争を受けること、たちまちにして開城しなければならない。夫故に企業は設立の當初よりして大資本を需要するのである。だがこれが爲めに銀行家が非生產的階級から集めて産業資本家に融通することの資本額が益々増加せざるを得ない。即ち金融資本の増加である。こ、このことは銀行をして産業に對する關係を益々深からしめる。

註、此の点に關し Hildebrand は次ぎの如く言つてゐる。資本主義的生産の初期に於ては、銀行の貨幣は二個の源泉から由來した。一は非生產的階級

の貨幣であり、二は産業資本家および商業資本家との貨幣である。なほ進んで述べた様に、信用の発展はやがて、ただに資本家階級の總資本の増加ではなく、非生産的階級の貨幣の大部分をも産業に融通せしめるに至る、語をかへて言へば今日の産業は産業資本家の所有する總資本額よりも遙かに大なる資本を以て經營されるのである。資本主義的發展と共に非生産的階級から銀行に預けられ、この手を通じて産業資本家に融通される貨幣額も亦絶へず増加する。産業に欠くべからざるこれらの貨幣の處分権は銀行の手にある。そこで資本主義およびその信用組織の發達するにつれて銀行に對する産業の隸屬が増してくる」と。(5)

してます（）増加するその基本額を長期の融通にあてる爲めには、これ等の貨幣に利子を支拂はねばならぬ。銀行は、これらの貨幣が余りに多量でない間は、それを投機信用、流通（商業）信用に充用することにより、かかる利子を支拂ひ得た。然るに一方に於て是等の貨幣が増加し、他方においては投機や商業の重要さが減少するにつれ、それらの貨幣は益々産業資本に轉化されざるを得なかつた。若し生産信用（資本信用）が絶へず擴大されることがいふことが無かつたならば、預金の充用、從

こと、此等の企業に資本を供給することによつて、株券を所有する銀行は、より多くの創業利得を得ることが出来るのである。更に又斯の如く廣汎且つ強度に結合せる企業は景氣の變動に對しても強い抗辯力を持つのである。が、此のことは銀行に對して一個の「安心」を與へるのである。夫故に結合化の發展は、直接的に、銀行をしてその有する資本の益々多くの部分を金融資本化せしめるに至るのである。註、此の点に關し *Hilferding* は次の如く言つてゐる「カルテル化は、カルテル化された諸企業の

を得しめ、従つて今までよりも多く産業利潤の分前にあづかることを得しめる。かくてカルテル化により銀行と産業との間の関係は一層緊密にされるごとに同時に、産業に投じられる資本の處理権はます／＼銀行の手に歸することになる。(7) 即ち金融資本は企業結合化の發展と共に、その頂点に達するのである。

だからして株式會社企業、有價證券取引所の發展と、産業企業者側に於ける資本の欠乏を條件として発生する金融資本は、(一)資本、企業の發展、及

までであつて、未だ實に活動的な金融資本の近代的割剝にあれたものではない。

註、然らば以上第三項に述べた様な理由に基いて發展した金融資本は、その最も典型的な獨逸に於ては何うであるかを見る爲めに一統計を掲げておくことにする。I、II、及びIIIに於ける發行業務 Emissionsst igkeit とは、内容的には株券を通じて行ふ資本信用の授用である。だから、發行度數は

(三) 然し乍ら企業結合の發展は、叙上の様な間接的な過程を通じて、金融資本を増加せしめるものであるが、夫は又直接的に金融資本を増加發展せしめる基礎となるのである。廣汎且つ強度に結合せる獨占的企業は、それ自身一個の高い利潤の獲得を可能なものである。が此高い利潤は $R \times P - T + R_P$ の公式に基いて擬利資本を高めるに至るのである。

収益がより安全で第一なることを意味する。個の企業にとつて以前にはかくも屢々致命的であった競争は除かれてゐる。これによつて第一にこれら諸企業の株の相場(擬利資本)が高まり、このことはヤガテまた新發行に際しての創業利得の昂騰を意味するものである。

次ぎには又、これら諸企業に投ぜられた資本に対する安全性が著しく増加される、これはやがて銀行をして産業信用(資本信用)を一層擴大すること

1. Hilferding: Das Finanzkapital. Seite. 112—123.
2. Hilferding: a, a, O. S. 133.
3. Nish: Investment Banking in England. Chap. IV.
4. Hilferding: a, a, O. S. 382—383.
5. Hilferding: a, a, O. S. 282.
6. Hilferding: a, a, O. S. 282—283.
7. Hilferding: a, a, O. S. 281—282.
8. Jeidels: Das Verhältnis der deutschen Grossbanken zur Industrie. Seite, 139. (米訳)

消炎剤

工
中
ナ
ナ

N 144

濕布より便利・安全

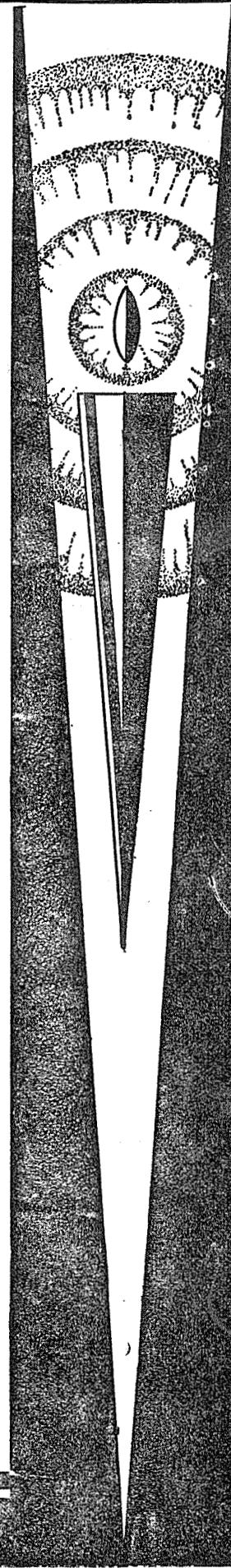
使用法簡便

適度の温感を伴ひ長時有効
看護者の手數を省き得らる

肺炎、肋膜炎、氣管支カタル、中耳炎、耳下腺炎、扁桃
腺炎、ロイマチス、神經痛、打撲痛、齒痛、肩凝、腰痛
月經痛、盲腸炎等に應用し効果確實副作用なし。

濕布の如く一時間毎に交換の要なく、一日一一二回の塗布(貼布)にてよく消炎、鎮痛の効力を奏します……患部の血行を良好にし、毒素の排除を促進して、湿布に優る効果があります。エキシカを塗布すれば患部は直に爽快を感じ、疼痛及不快感を輕減します。胸部の疾患に於ては呼吸困難を緩和し且つ安靜ならしめ、よく自然的の睡眠をなさしめます、之れ回復に向ふ第一歩であります。

元賣發
株式會社 塩野義商店
大阪市東區道修町三丁目
東京市日本橋區岩附町四番地



UKIYODO S' CATALOGUE Of Second-hand Books

經濟と社會



古本屋として朝夕に取扱ふ夥たゞい本の數々の世界は凡てが未知未見際限果てしなきものがあります。店頭を去來する本の一つ一つを思ひあはする毎に、之を記録に書きこじめん希ひは多分の商賣氣から割出されたとしても、著者に對する敬虔なる心持が私共を刺戟し燃まざる限り出來そうにありません。

私共の經濟と社會はこの心持の貧しい所産ですが既に二、三、四號に亘り法律、經濟、社會等關係書を約一千二百部御紹介して居ります。之が文献探索上甚少の御役に立ちその中から多年御求めの書籍が御理解ある皆様の研究室へ有益に引取られん事をぞ此上念願してやみません。

「經濟と社會」第四號 創業三周年記念號(四六版全九二頁)

内容目次

- 一、古本屋に關する隨筆(三編)
一一、學生飯屋禮讚(バリ學生街のおもいで) 岩崎卯一教授
- 一、經濟と社會、書目、第一部、第二部
- 二、三、四號を取合せて御希望の方は實費四十錢戴きます。殘數五十組限

第五號 六月發行

大阪 櫻橋交叉點 東
うきよ堂書房